

## 調布市情報公開条例第 8 条に違反する運用を改めることを求める陳情

本陳情は、市における情報公開条例を用いて情報公開された具体的な事例を挙げて、その運用が（市政情報の部分公開）を定めた第 8 条に違反した運用がされているとして、運用を改めるよう求めた内容です。

委員会でのやりとりから、情報公開条例の運用に関する不服の申し立てについては情報公開条例に定められている情報公開審査会が設置されていますが、審査会は、第三者的な組織体制が整った委員会として専門性も有しており、その中立性が担保されているものと改めて認識しました。従って、具体的事例を挙げて 8 条に違反する運用を改めよう求めた陳情の趣旨は理解できるものですが、この問題は先程も述べました中立性が担保されている情報公開審査会にこそ諮るべき問題と指摘し、今後は運用に関する陳情は審査会に判断を求めるべきとの意見を添えつつも、市政情報は市民の財産、参加と協働のまちづくりをめざす市において、情報公開は市民参加の基本であることから、特に情報公開を求められる部署を含め、条例の趣旨を各所管が認識し、市民に公開の是非に疑念を持たれないよう情報公開条例の主旨に沿った判断を求める立場から、情報公開条例の趣旨の徹底を求めると同時に行政手続きの標準処理期間を早期に定めることを要望し市は条例に定められている第 1 条に規定されている市政について市民に説明する責務を全うし、市政への積極的な参加と信頼関係を増進する目的を果たす、より適正な情報公開制度となるよう市民から疑念がもたれないよう条例の運用に向けた改善への不断の努力と、条例理解への職員研修のより一層の努力も求め、今陳情については趣旨採択を求めます。